

【10 釈 文】利根郡月夜野町田地小作証文

(明治三年：一八七〇)

田地小作証文之事

一御貴殿御所持之田地、当町高悪戸名所

下田六畝廿四歩、同所下田六畝拾貳歩、二筆合

壹反三畝六歩之所ニ小畑壹枚添、右之田地私シ

小作仕、当午年より来ル戌年迄、五ヶ年之間

御年貢御上納相立并高掛り小入用相済、

為ニ作徳米一四斗入米貳俵宛々、貴殿方江相納

可レ申候、若滞り候節、加判人引請、無ニ相違一相納

可レ申候、為ニ後日一小作証文、仍而如レ件

月夜野町

明治三年

小作人六左衛門弟

午二月

橘 蔵<sup>印</sup>

加判人

仁右衛門<sup>印</sup>

屋形原村

黒岩佐太夫様

【10 読み下し文】

田地小作証文の事

一御貴殿御所持の田地、当町高悪戸（あくど）名所（などころ）

下田六畝廿四歩、同所下田六畝拾貳歩、二筆合せて

壹反三畝六歩の所に小畑壹枚添え、右の田地私し

小作仕り、当午年より来る戌年迄、五ヶ年の間

御年貢御上納相立て、並びに高掛（たかがか）り小入用相済ませ、

作徳（さくとく）米として四斗入り米貳俵宛々（ずつ）、貴殿方へ相納め

申すべく候、若（も）し滞り候節、加判人引き請け、相違無く相納め

申すべく候、後日の為（ため）小作証文、仍（よつ）て件（くだん）の如し

月夜野町

明治三年

小作人六左衛門弟

午二月

橘 蔵<sup>印</sup>

加判人

仁右衛門<sup>印</sup>

屋形原村

黒岩佐太夫様